

「倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）」や 「雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）」をされた方へ

平成22年4月から国民健康保険税が軽減されます

■対象者は？

離職の翌日から、その翌年度末までの期間において、

（１）雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）

（２）雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

※雇用保険受給資格者証の離職理由が

11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する方

※「高年齢受給資格者証」及び「特例受給資格者証」の方は対象となりません。

■軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその30／100とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、下記国民健康保険税担当までお問い合わせください。

■軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても該当期間中は、引き続き対象となりますが、
会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を喪失すると軽減措置は終了となります。

■必要なものは？

- ・ 特例対象被保険者等に係る申請書（別紙）
- ・ 雇用保険受給資格者証（写）
- ・ 身分を証明するもの（免許証・マイナンバーカード等）

軽減を受けるためには、届出が必要です

届出先 小鹿野町小鹿野300番地 保健福祉センター・福祉課（保険担当）まで

【お問い合わせ】

○届出に関する事 福祉課 75-4103

○国民健康保険税に関する事 税務課 75-4125

■離職理由 該当一覧

離職区分	コード	離職理由
特定受給資格者	11	解雇
	12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
	21	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
	22	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
	31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
特定理由離職者	23	特定理由の契約期間満了による離職 （雇用期間3年未満等更新明示なし）
	33	正当な理由のある自己都合退職
	34	正当な理由のある自己都合退職（平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る）

離職理由のコードが、

「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」の人

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号		2. 氏名	
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日
7. 求職番号			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法（記号（口座）番号 - 金融機関名 - 支店）			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額	15. 給付制限	
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日	
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間	
22. 離職前事業所名			
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示（災害時、一括、巡相、市町村）		

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

電話番号

〒

交付

年

月

日

センター

公共職業安定所長

公共職業安定所長印

折り曲げ線

特 例 対 象 被 保 険 者 等 に 係 る 申 告 書

令和 年 月 日

小 鹿 野 町 長 様

申告者（納税義務者）

住 所 小鹿野町 番地

氏 名

電話 ()

次の国民健康保険被保険者等は、小鹿野町国民健康保険税条例第21条の2に規定する特例対象被保険者等ですので、国民健康保険税の算定における前年所得を30/100とみなして算定していただきたく、第22条の2の規定により関係書類を添えて申告します。

被保険者等氏名

- ・ 特定受給資格者（ 11・12・21・22・31・32 ）
- ・ 特定理由離職者（ 23・33・34 ）

備 考

- ☐ 雇用保険受給資格者証（写）
- ☐ 国民健康保険被保険者証（写）※ 新規加入者は不要

チェックリスト ※ この欄は担当課で記入します。

離 職 年 月 日	令和 年 月 日（平成21年3月30日以前は対象外）
離職理由コード	・ 特定受給資格者（ 11・12・21・22・31・32 ） ・ 特定理由離職者（ 23・33・34 ）
減 額 期 間 (離職日翌日から翌年度末)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 3月31日 ※ ただし、社会保険加入などの理由により国保資格を喪失した場合は終了